告示

○法務省告示第二百六十三号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第十条の規定に基づき、土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（平成二十三年法務省告示第二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十六日

法務大臣　江田　五月

第三号中「同年四月二日まで」の下に「及び平成二十三年六月二十七日から同年八月二十日まで」を加える。

○法務省告示第二百六十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年五月二十六日

法務大臣　江田　五月

変更前の名称

財団法人ソフトウェア情報センター

変更後の名称

一般財団法人ソフトウェア情報センター

変更年月日

平成二十三年四月一日

○法務省告示第二百六十五号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年五月二十六日

法務大臣　江田　五月

変更前の名称

財団法人東京都中小企業振興公社

変更後の名称

公益財団法人東京都中小企業振興公社

変更年月日

平成二十三年四月一日

○厚生労働省告示第百七十一号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、平成二十三年産あへんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十六日

厚生労働大臣　細川　律夫

種類	栽培区域	納付期限
けし耕作者	北海道名寄市	平成二十三年九月三十日
	岡山県美作市	平成二十三年八月三十一日
	北海道名寄市	平成二十三年九月三十日
甲種研究栽培者	茨城県つくば市	平成二十三年八月三十一日
	東京都小平市	平成二十三年九月三十日
	神奈川県相模原市	
	長崎県長崎市	
	鹿児島県熊毛郡中種子町	平成二十三年八月三十一日

○文部科学省告示第九十二号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のとおり指示する。

平成二十三年五月二十六日

文部科学大臣　高木　義明

一　教科書展示会の開始の時期　平成二十三年六月十七日

二　教科書展示会の期間　十四日間

○外務省告示第百九十号

平成二十三年五月十一日にキシニョフで、太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルドバ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年六月三十日まで

4　署名者

日本側　伊澤正在モルドバ大使

モルドバ側　アンドレイ・ウサトゥイ保健大臣

平成二十三年五月二十六日

外務大臣　松本　剛明

○農林水産省告示第千四十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数

三十七隻

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十三年五月二十六日から同年八月二十五日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十三年九月一日から平成二十四年七月三十一日までとする。

2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　船長は、船内に操業日誌を備え付け、操業中毎日、当該操業に係る年月日、位置、漁獲量及び漁獲努力量を正確に当該日誌に記載しなければならない。

二　船体両舷側中央（消失のおそれがある場合にあっては、左右対称に中央寄り前又は後）及び船橋楼の上部甲板に、空中又は洋上から明確に識別できるように一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければならない。ただし、船橋楼の上部甲板に表示できないときは、帆布等に表示し、これを当該甲板上に設置しなければならない。

三　外国の最大低潮時海岸線から沖合二百海里以内の海域を航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具を格納し、又は収納しなければならない。

四　南極海洋生物資源保存条約（昭和五十七年条約第三号）、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約（平成二十一年条約第十七号）、北西大西洋の漁業についての今後の多国間の協力に関する条約（昭和五十五年条約第一号）及び中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約（平成七年条約第二十五号）に基づく資源保存管理措置を遵守しなければならない。

五　南極海洋生物資源保存管理委員会が管轄する水域（フランス領ケルゲレン・クローゼット諸島周辺のフランスの排他的経済水域を除く。）、南東大西洋漁業機関が管轄する水域及び北西大西洋漁業委員会が管轄する公海水域において操業するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

イ　水産庁長官がこれらの機関に登録した船舶を用いること。

ロ　イの船舶につき、水産庁長官から登録済みである旨の証明書の交付を受けること。

ハ　操業期間中は、ロの証明書を船内に備え付けること。

六　天皇海山水域（北緯二十五度の線、東経百六十五度の線、北緯五十度の線及び西経百七十五度の線に囲まれた水域（アメリカ合衆国の排他的経済水域を除く。）をいう。）において操業に使用する曳き網は、網目の結節から結節までの長さが十センチメートル以上であり、コッドエンドに内張（底ずれの防止を目的とするものを除く。）が取り付けられていないものでなければならない。

七　外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該国の入漁許可を受けるとともに、当該国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他の当該国の法令を遵守しなければならない。

○農林水産省告示第千四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県津山市加茂町知和字須谷一九の一から一九の三まで、一九の五、一九の六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養